

平成19年 1月1日

「フォンテ友の会」会員規約

1. 趣旨

平成18年度より指定管理者による施設管理が実施されることになりました。「テアトルフォンテ」は、今まで以上に区民の皆様にご覧いただいた催し物の鑑賞、参加をしていただくために、「フォンテ友の会」を立ち上げました。

2. 会員・会費

個人会員	年会費:1,000円
家族会員	年会費:2,000円

3. 会員規約

第1条 4月1日～翌年3月31日までの主催公演に限り有効で、単年度制とします。

第2条 入会金はありません。

第3条 年度途中からの入会もできますが、年度末日で(3月31日)有効期限切れとなります。

第4条 途中退会時の年会費返金は有りません。(ただし、チケットを購入しないで1週間以内に退会する場合は返金します。)

第5条 会員証は年会費支払い後、ただちに有効となります。

第6条 会員証は、個人会員、家族会員とも1枚のみの発行となります。

第7条 チケット購入時には、必ず受付で会員証を提示してください。
電話でお申込みの場合またはチケットを取り置きされる場合は、チケット引替時に会員証が必要です。

第8条 現金書留でチケットを購入される場合は、チケットの発送は登録住所に限らせていただきます。

第9条 会員証再発行は、手数料として1回200円をお支払いいただきます。

第10条 この規約は平成19年1月より施行します。

4. 特典

その1. 会員は、年度内フォンテ主催公演全ての入場料金が最大約20%割引されます。

その2. 個人会員は、催し物ごとに割引チケットを1枚購入できます。

その3. 家族会員は、催し物ごとに割引チケットを3枚まで購入できます。

その4. 会員には、主催公演チラシなどをダイレクトメールで送付します。

その5. 会員はチケットを一般発売に先行して優先購入ができます。
(1週間程前から)

その6. 18年度に限り、平成19年1月～平成20年3月末までの主催公演に有効です。

その7. 会員には、抽選で主催公演の招待券が当たるチャンスがあります。